

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和52年7月から53年3月までの期間、53年10月から55年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められ、53年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から53年3月まで
② 昭和53年4月から同年9月まで
③ 昭和53年10月から55年9月まで
④ 昭和56年1月から同年3月まで

私は、昭和51年5月に結婚し、結婚当初から夫婦で飲食店を経営していた。経営していた飲食店に区役所職員が訪れ、国民年金について何度か説明を受け私が国民年金の加入手続をしたが、生活が苦しく加入当初は国民年金保険料を納めることができなかった。しかし、苦しい生活の中ではあるが52年7月からは夫婦共に、夫の納付記録と同様に国民年金保険料の納付や申請免除の手続をしてきたので、未納期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と申立人の夫は、昭和51年5月に結婚し、夫婦で飲食店を経営し、52年7月から共に国民年金保険料の納付又は申請免除をしていたと主張しており、申立内容の全体を通じて申立人夫婦の主張に矛盾はなく、後述のとおり申立人が夫と同様の納付行動をとっていたことを否定する事情は見当たらない。

申立期間①、③及び④については、申立人の夫は申請免除の期間途中から国民年金保険料を納付していることが確認できることや、申立期間以降は夫婦共に同保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の②について、申立人夫婦は収入が同一であり、申立人の夫の記録が免除期間であることから、申立人の国民年金保険料は免除されていたものとするのが自然である。

さらに、社会保険庁が管理しているオンライン記録によると、申立人は昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付しており、年度内の一部が未納期間であることから社会保険事務所に特殊台帳を残す必要があるにもかかわらず、同台帳は保管されておらず、また、申立人の夫についても、昭和50年度、52年度及び53年度において、同保険料に年度内の一部未納及び一部免除期間があるにもかかわらず、社会保険事務所に同台帳は保管されていないことから、行政側の台帳管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和52年7月から53年3月までの期間、53年10月から55年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められ、53年4月から同年9月までの期間の同保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和60年3月に結婚し、A市からB市へ転居しました。結婚後すぐに夫婦そろってB市役所へ行き、婚姻届、転居届、国民年金その他の諸手続をしてきたことをはっきり記憶しています。結婚後における国民年金保険料の納付については、すべて私が夫の分と一緒にC銀行D支店に各期の期限までにきちんと納付していたはずなのに、申立期間については、夫の分だけが納付済みとなっており、私の分が未納となっていることには納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて国民年金被保険者となった昭和52年11月から53年3月までの期間の国民年金保険料は未納であるが、その後は申立期間を除けば、同保険料を完納している上、厚生年金保険の被保険者資格喪失後における国民年金への資格取得手続も的確に行っており、年金に対する意識は高いことがうかがわれる。

また、結婚後における国民年金保険料については、申立人が夫婦二人分の同保険料を銀行で期限までに納付したと主張しており、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間を除く申立人夫婦の国民年金保険料については、夫婦ともにすべて納付されていることが確認でき、申立人の主張と符合している。

さらに、申立人は、申立期間の前後において、申立人の夫は、実兄の経営する会社に勤務し、収入も安定しており生計に大きな変化は無く、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付できない状況では無かったと述べており、オンライン記録により、申立人に係る同保険料の納付年月日は確認できないもの

の、確認できる申立人の夫の納付状況を見ると、昭和 63 年 4 月から平成 2 年 10 月までの同保険料が定期的に納付されているほか、平成元年度は前納していることが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{しんぴようせい}が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

私は、歯医者に行った時に高額な料金を請求され父親に電話で話をしたところ、すぐに住んでいる近くの社会保険事務所へ行き国民健康保険及び国民年金の手続をするように言われたので、私は社会保険事務所へ行き国民年金の手続の説明を受けて区役所で手続をした。その後送られてくる納付書に示された国民年金保険料は、税金と思いすべて指定された場所で納付してきた。同保険料を納付している期間の間に未納があるのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は計9か月と短期間であり、申立人は、昭和45年4月ごろに国民年金に加入して以降、住所の移動に伴う国民年金の手続を適切に行っており、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付していることから、同保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁が管理しているオンライン記録によると、申立期間の①及び②の国民年金保険料は未納となっており、年度内の一部が未納期間であることから社会保険事務所に特殊台帳を残す必要があるにもかかわらず、同台帳が保管されていないことから、行政側の記録管理に不備が認められる。

さらに、申立期間において、申立人の仕事や住所などに変更は無く、申立人の生活状況に変化はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年9月12日から同年12月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A会B支部における資格取得日に係る記録を31年9月12日に訂正し、同期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでない認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月10日から35年12月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、C組合D支部における資格取得日に係る記録を32年5月10日に訂正し、32年5月から34年9月までの標準報酬月額を1万円、同年10月から35年11月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、C組合D支部は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

- 2 申立期間 : ① 昭和31年9月12日から同年12月10日まで
② 昭和32年1月22日から同年3月31日まで
③ 昭和32年4月から35年12月10日まで

申立期間の①及び②までの期間については、昭和29年6月1日からA会E本部に勤務し、31年9月12日に辞令をもらってF県に勤務し、32年3月まで働いた。

申立期間の③については、昭和32年4月から37年4月までG社に勤務し、同社が加入していたC組合D支部で厚生年金保険に加入していた。

申立期間の①から③まで、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、A会が保管している辞令簿及び同僚の証言から判

断すると、申立人はA会に継続して勤務し（昭和 31 年 9 月 12 日にA会E本部からA会B支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA会B支部に係る昭和 31 年 12 月の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間の③のうち昭和 32 年 5 月から 35 年 11 月までの期間について、i) 事業主であるG社及び複数の同僚の証言から、申立人は経理事務担当者として勤務し、社会保険事務所が保管しているC組合D支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の前任者である事務経理担当者が 32 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) 同名簿において、同年 5 月に入社した同僚はいずれも同年 5 月 10 日に被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) 事業主であるG社が「当社ではC組合D支部が社会保険事業を始めた 28 年 8 月から社員全員を厚生年金保険に加入させていた。」と証言していることから、申立人は同年 5 月 10 日から継続しG社に勤務し、申立期間の③のうち、32 年 5 月から 35 年 11 月までの期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の③のうち昭和 32 年 5 月から 35 年 11 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の同期入社の人を含む同世代の被保険者の標準報酬月額の記録から、32 年 5 月から 34 年 9 月までの標準報酬月額は 1 万円、同年 10 月から 35 年 11 月までの標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、C組合D支部が申立人に係る厚生年金保険料による納付義務を履行したか否かについては、同支部は明らかでないとしているが、仮に、同支部から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、同支部から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 5 月から 35 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、同支部は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行し

ていないと認められる。

一方、申立期間の②については、A会B支部における申立人の後任者と認められる者が、同支部において昭和32年1月に被保険者資格を取得しており、このほか申立人が給与から当該期間の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情も無いこと、及び申立期間の③のうち32年4月については、申立人の記憶は具体性に欠け、同僚からの証言も得られず、このほか申立人が給与から当該期間の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、30年10月から31年3月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和30年10月から31年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間の③について、事業主は、申立人が主張する昭和50年2月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、B社C支店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年2月の標準報酬月額については16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月8日から同年6月1日まで
② 昭和30年10月28日から31年4月1日まで
③ 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和30年3月8日にA社に入社以来、平成9年3月31日の定年退職までの間、給料は毎月もらっていた。また、給料明細書から社会保険料を差し引かれなかった月も1回も無かった。申立期間の①、②及び③について、厚生年金保険の加入記録が抜けているのは、大変納得がいかないもので、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の②については、D社が申立人に交付した在籍証明書及び社員名簿並びに元同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立事業所に継続して勤務していたことが確認でき、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の②の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 30 年 10 月 1 日の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

申立期間の③については、申立期間の③に係る給料明細書、D社が申立人に交付した在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がE社F支店からB社C支店に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立てに係るB社C支店における資格取得日については、社会保険事務所からの照会に対するG厚生年金基金の回答によれば、昭和 50 年 2 月 28 日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 50 年 2 月 28 日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 50 年 2 月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入記録及び社会保険事務所の被保険者原票における 50 年 3 月の記録から 16 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間の①については、D社が申立人に交付した在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、厚生年金保険の被保険者となった形跡は見られない。

さらに、当該事業所で申立人と一緒に働いていたとする複数の同僚からは、「当時は試用期間等で実際に働き始めた日と厚生年金保険の加入日は違っていた」、「社会保険には正社員になってから加入した」などの証言がある上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料は無いことから、申立人は厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えられる。

このほか、申立期間の①について、申立人に係る厚生年金保険料の控除を

うかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年8月10日から44年4月14日まで
② 昭和52年1月10日から同年4月1日まで

私は、昭和43年1月1日付でB社から受けた感謝状があり、この感謝状は入社後1年半から2年は勤務していないと受けられないことから、申立期間の①については同事業所に勤務していたはずである。当時は、健康保険、失業保険、所得税等が控除されており、厚生年金保険料も控除されていなかったとは考えられない。

また、申立期間の②について、私は、昭和52年1月に兄の友人の紹介でA社に勤めた。同月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、同年1月から厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の②について、申立人が所持しているA社から支給された際の昭和52年1月の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間の②のうち昭和52年1月の標準報酬月額については、給与から控除された厚生年金保険料額より、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、昭和 52 年 1 月に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は当時 3 か月の試用期間があったと回答していることから、当該期間について事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行っていないため、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間の②のうち、昭和 52 年 2 月及び同年 3 月の事業主による申立人の厚生年金保険料の控除については、当該期間の給与明細書において厚生年金保険料が控除されておらず、このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

申立期間の①について、申立人は、昭和 43 年 1 月 1 日付で B 社から受けた感謝状から、当該期間について同社に勤務していたことは推認できるが、
i) 社会保険事務所が保管する B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人が当該期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見られないこと、
ii) 当該期間において雇用保険に加入した記録が無いこと、
iii) このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の①についてA社本社における資格取得日に係る記録を昭和37年1月20日に訂正し、申立期間の②についてB社本社における資格喪失日を47年7月1日に訂正し、申立期間の①に係る標準報酬月額を1万2,000円、申立期間の②に係る標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

- 2 申立期間 : ① 昭和37年1月20日から同年3月1日まで
② 昭和47年5月12日から同年7月1日まで

申立期間の①について、私は、昭和37年1月20日にA社C営業所で辞令を受けて本社に転勤となり、1月21日か22日に寮に入って、翌日から社員としてバイク等の部品を全国の営業所4か所に発送する仕事に就いた。転勤した最初の月から厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、37年1月から厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間の②について、私は昭和47年5月12日にB社本社からB社D営業所に転勤の辞令を受け、営業所長としてD営業所を開設する仕事を行っていたが、経理担当者もおらず、給与はB社本社の方から出ていた。47年5月12日から同年7月1日にD営業所で厚生年金保険に加入するまでの期間は、B社本社の方で厚生年金保険料を控除していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、社会保険事務所が保管しているA社C営業所及びA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間の①の期間を除いて、C営業所及びA社本社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、A社本社における申立人の複数の同僚は、申

立人が転勤してきて、昭和 37 年 1 月から一緒に働いたと証言していることから、申立人は、同年 1 月 20 日に C 営業所から A 社本社に異動し、申立期間の①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A 社本社における申立人に係る昭和 37 年 3 月の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は明らかでないとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間の②について、社会保険事務所が保管している B 社本社及び B 社 D 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間の②の期間を除いて、B 社本社及び B 社 D 営業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、B 社本社における申立人の同僚の証言及び B 社 D 営業所に係る厚生年金保険の記録から、申立人は昭和 47 年 5 月 12 日に D 営業所を開設するため異動し、47 年 7 月 1 日に D 営業所が厚生年金保険の適用事業所となるまで、引き続いて勤務し、申立期間の②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の②に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する B 社本社における申立人に係る昭和 46 年 11 月から 47 年 4 月までの記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年10月3日から同年11月10日まで
② 昭和35年1月11日から同年1月25日まで
③ 昭和36年7月8日から38年8月31日まで

社会保険事務所に私の年金記録について照会したところ、A社に勤務していた申立期間27か月分が脱退手当金として支給済みであり、厚生年金保険の被保険者期間には算入されないと説明を受けた。

会社及び社会保険事務所から脱退手当金を受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間の③に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和38年8月31日から1年11か月後の40年7月28日に支給が決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものととは考え難い。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票には申立人の氏名が誤って記載されており、仮に申立人が自ら又は委任して脱退手当金の裁定請求を行ったとしても、自らの氏名を間違えて記入することは考え難く、また、社会保険事務所が申立人に係る脱退手当金の裁定を行う際、申立人の氏名の違いに気付かなかったとは考え難く、申立人の氏名変更の手続を行わなかったことは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 43 年 2 月 14 日まで

私の年金記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。

私は、脱退手当金を請求した覚えも無く、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の①及び②の間の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている申立期間の①と②の間の被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の②の被保険者期間と申立期間①と②の間の被保険者期間は同一会社であり、申立期間①と②の間の被保険者期間は未支給であることから、代理請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から51年12月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から51年12月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

国民年金の加入手続はA市役所で私が行ったが時期は覚えていない。

また、申立期間の国民年金保険料は私が納付しており、納付時期、納付場所、納付金額等の詳細は覚えていないが納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間の①について、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは昭和53年9月4日であり、その時点で51年6月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間となっていることに加え、当該申立期間直後の52年1月から53年3月までの期間は過年度により同保険料が納付されていることが確認できる。また、申立人は申立期間において、他市町村へ住所を移動していないことから、ほかに手帳記号番号が払出された形跡も見当たらない。

申立期間の②について、社会保険事務所が保管する申立人に係るマイクロフィルムの国民年金被保険者台帳を調べると、当該期間は国民年金保険料が未納となっており、昭和54年度の摘要欄に「納発」の押印が確認できることから、社会保険事務所では当該期間の同保険料を未納保険料として管理したものの過年度納付に至らなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、申請免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から12年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私が二十歳になった時に母がA市役所で行った。その時に年金手帳を交付されたかは記憶が無いが、現在年金手帳を1冊持っている。

母は、平成6年は8月、翌年以降は毎年4月にA市役所で私の国民年金保険料の免除申請をしたと話しており、当時の通知等はないが免除申請の手続は事実であると思っているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母が免除申請手続を行い、免除が承認された期間であると主張しているが、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録を調べると、申立人へ年金手帳が交付されたのは平成12年4月11日であることが確認でき、また、基礎年金番号の記号はA社会保険事務所において、9年1月以降に使用されることとなった記号であることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられることから、国民年金の加入手続は12年4月ごろに行い、資格取得が6年8月の20歳時に遡及したものと推認できる。

また、申立人は、申立期間において他市町村へ住所を移動していないことから、ほかに手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、会社を退職後、昭和 55 年 4 月に A 市役所において国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は 3 か月ごとに B 銀行で納付していたはずである。社会保険庁の記録では 56 年 4 月及び 5 月分が納付したことになっているが、2 か月のみ納付したとは考えられないので、申立期間について納付したことを認めてほしい。

なお、私が所持している年金手帳には国民年金の加入日は昭和 55 年 4 月 27 日と記載されており、同年 4 月に国民年金の加入手続をしたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は市役所発行の納付書で 3 か月分ずつ国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は昭和 56 年 6 月 30 日に払い出されており、この時点では申立期間は過年度保険料となり、市役所発行の納付書では申立期間の同保険料は納付できないことから、申立内容に整合性は見られない。加えて、同払出簿を調べても、ほかに手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人から提出のあった昭和 56 年度国民年金納入通知書兼領収証書について、56 年 4 月及び 5 月分の国民年金保険料の領収印は同年 9 月 24 日と記載されており、前述の払出日以降の日付となっていることが確認できることから、同年 6 月の国民年金の手帳記号番号の払出し後に納付書が発行

された可能性が高いものと考えられる。

なお、申立人は、申立人が所持する年金手帳に国民年金の加入日が昭和 55 年 4 月 27 日と記載されているため、その当時、国民年金の加入手続をしたはずであると主張しているが、申立人が 56 年 6 月ごろに同手続をした際、市役所は、申立人を強制加入被保険者として、申立人が厚生年金保険を資格喪失した 55 年 4 月 27 日にさかのぼって申立人の国民年金の資格取得日として事務処理したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年4月まで

申立期間について、私は昭和44年1月に当時働いていたA社を退職後、B市C支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間中にD町に引っ越したので、D町でも同様に手続を行い、同保険料を納付した。B市とD町で、国民年金の加入手続及び同保険料の納付を行ったのは、私自身か妻であったと思うが、記憶は定かではない。

申立期間の国民年金手帳の受理についての記憶も定かではなく、国民年金保険料の納付については、納付のための用紙が送られてきて、その用紙で支所に納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、国民年金の加入手続及び同保険料の納付に係る申立人の記憶は定かではない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得日は平成9年3月12日であり、申立人にはこれ以前に国民年金に加入した記録が無く、申立期間における国民年金は未加入扱いとなっている。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和41年1月から48年12月までに払い出された国民年金手帳記号番号のうちB市及びD町の分について被保険者氏名を調査したが、申立人の氏名を確認できなかった。

加えて、i) B市で納付書による国民年金保険料の納付が開始されたのは昭和47年4月からであり、申立期間は国民年金手帳による印紙納付であった

こと、及び ii) 国民年金に加入すると必ず作成される国民年金被保険者名簿について、D町では申立人に係る同名簿の保管が確認できなかったことから、申立人が申立期間において手続を行ったものは国民年金ではなかったと考えられる。

なお、社会保険庁のオンラインにより、申立人の氏名と類似する読み方、漢字名及び音訓別読み名での氏名検索も行ったが、申立人のものとうかがわれる記録は見受けられなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 5 月までの期間及び同年 7 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 5 月まで
② 平成 2 年 7 月から 3 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 5 月に A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をし、同保険料を口座振替により 1 年毎に前納していた。平成 4 年 5 月に会社が厚生年金保険に加入したため、私が納付した同年 5 月分の国民年金保険料が 2 年 6 月分に充当され、残りが還付された。

平成 2 年 6 月分に国民年金保険料が充当されたということは、間違いなく以前から国民年金に加入していたことになり、1 か月だけ同保険料を納付したとは考えられない。また、私は、職業を変えて厚生年金保険の資格を喪失する度に国民年金に加入してきたはずだ。5 年も国民年金保険料の未納があるのは信じられないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、ほかに申立期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間の①及び②を含むその前後の期間について、申立人は、国民年金保険料を 1 年毎に前納したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録を調べると、厚生年金保険の加入期間と国民年金保険料の納付が重複したことにより、国民年金保険料が還付された記録が数回あることが確認できるが、同還付金額は国民年金保険料が前納により納付された場合に還付される割引された金額ではなく、定額保険料の金額であることから、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立期間の①及び②について、申立人は、国民年金保険料のほかに固定資産税及び市県民税についても口座振替により納税していたとしているが、A市の回答によると、固定資産税については昭和55年6月から口座振替により納税されていることが確認できるものの、市県民税については口座振替となっておらず、申立人の主張と食い違いがみられる。

加えて、申立期間の①及び②について、元妻に係る社会保険庁のオンライン記録を調べると、当該期間のうち元妻の国民年金の加入期間は、平成13年11月8日に社会保険事務所において、未加入であった期間を未納期間として追加処理されていることが確認できることから、申立期間の①及び②当時は申立人も国民年金に未加入であったものと考えられる。

なお、申立期間の①及び②について、前述のオンライン記録によると、平成4年5月から加入した厚生年金保険と同月の国民年金保険料が重複して納付されたことにより、社会保険事務所において、還付となる国民年金保険料額から、未納期間のうちまだ時効となっていない先頭の期間である2年6月の国民年金保険料に充当したことから、充当処理がされた4年7月まで、納付していなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで

私は、社会保険庁から年金の加入記録の通知を受けた時、国民年金に未納期間があり驚いた。

私は、65歳の時国民年金の受給手続きをしたが、その時は、社会保険事務所の担当者は、未納期間について何も言わなかった。私の国民年金保険料はA市役所で私と夫の分を併せて納付書で納付していたので、私の同保険料だけ未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立期間の①について、申立人は、国民年金保険料を納付書で納付していたと主張しているが、昭和40年3月15日発行の「A市政だより」を見ると、同保険料の納付方法については、今までの国民年金印紙による検認方式が同年4月から納付書方式に改められた旨の記載があることから申立内容との整合性は認められない。

さらに、申立期間の①、②及び③について、申立人は、自分の国民年金保険料を夫の分と併せて納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している申立人の夫に係る特殊台帳を調査したところ、i)申立期間の①及び②の期間は未納となっていること、ii)申立期間の③直後に申立人と同様に申請免除されている期間があるが、その期間は申立人より短いなど夫の同保

険料を優先的に納付していたことがうかがえることから、申立人が申立期間に係る同保険料を納付したとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人に係る特殊台帳には、昭和40年度、45年度及び46年度の摘要欄に、申立人に国民年金保険料の過年度納付書を発行した旨の「カ」が記載されており、その時点では未納期間であったことが確認でき、その後申立人はさかのぼって納付したとの証言も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から同年 12 月まで

私の国民年金保険料の納付状況を A 社会保険事務所に照会したところ、申立期間に係る同保険料が未納となっていることが分かった。

申立期間に係る国民年金保険料については、昭和 50 年 1 月、B 都道府県 C 区役所 D 支所で国民年金の任意加入手続を行った際、厚生年金保険と継続させるため、一括して納付したはずであり、未納となっていることには納得ができないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 6 月、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、50 年 1 月、B 都道府県 C 区役所 D 支所で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、任意加入被保険者は被保険者となる申出をした日から資格を取得することとされているため、被保険者資格取得以前の申立期間に係る同保険料についてはさかのぼって納付することはできない。

また、E 市役所が保管している申立人の国民年金被保険者名簿兼検認票には、昭和 50 年 1 月 10 日、国民年金任意加入と記載されており、申立人が厚生年金保険の被保険者資格喪失後、国民年金への任意加入手続を行ったのは、50 年 1 月 10 日であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料として約 2 万円を一括納付したと主張しているが、申立期間に係る同保険料の必要額とは符合しない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名検索を行っ

たものの、申立人の国民年金手帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 6 日から 43 年 4 月 20 日まで

私は、企業内奨学生として昭和 41 年 8 月に A 社 B 販売所に入社し、同年 12 月 6 日に A 社 C 専売所に異動した。A 社の各販売所をとりまとめて厚生年金保険の適用事業所となっていた D 団体において昭和 41 年 11 月 10 日から同年 12 月 6 日までの期間及び 43 年 4 月 20 日から 46 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録はあるが、申立期間についても、学校に通いながら、継続して A 社 C 専売所に勤務し、商品の配達、集金及び拡張業務等の仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住所の変遷及び勤務状況に係る具体的な申立てから、申立期間について申立人は申立事業所に勤務していたと考えられるものの、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見られない。加えて、申立期間において雇用保険の加入記録は確認できなかった。

また、申立人の申立てどおり申立期間に継続して勤務し厚生年金保険の被保険者だった場合には、A 社 B 販売所に勤務して健康保険の被保険者資格を取得した昭和 41 年 11 月 10 日から A 社 C 専売所を退職した 46 年 3 月 31 日までが健康保険厚生年金保険の被保険者期間となり、41 年 11 月 10 日に被保険者資格を取得した健康保険被保険者証（記号・E あいあ、番号・XXXX）が 46 年 3 月 31 日まで引き続き使用されることとなり、43 年 4 月 20 日に取得した「記号・E あいあ、番号・XXXX」の健康保険被保険者証は交付されなかった

ことになることから、申立期間は、申立人がD団体において継続して勤務し健康保険厚生年金保険の被保険者だったとは考え難い。

さらに、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間のうち昭和 43 年 3 月の 1 か月間はF区に居住しており、A社C専売所における商品の配達等の業務を遂行することは困難であったと思われる。

加えて、現在のA社C専売所はG社が経営しており、申立期間当時のA社C専売所の事業主との関連は無く、現在の事業主は「申立期間当時の資料は無く、当時のことを知る従業員もいない。」と述べている上、D団体は平成 9 年 5 月 7 日に全喪(全員喪失)していることから、申立内容を確認できる関連資料は無い。さらに、A社の各販売所に関連するA社販売協同組合によれば、「A社販売所の従業員は、販売所の事業主との雇用契約なので、当組合にはA社販売所の従業員の資料は無い。」と回答しており、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる有効な証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立期間当時の勤務状況等について申立人へ確認しようと連絡したものの、申立人からの返答は無く、協力が得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 29 年 1 月 18 日まで

私は、A社B鉱業所に昭和 26 年 10 月から 36 年 11 月まで継続して勤務していた。私の父親も申立事業所に勤務していたが、父親の退職後は、私が母親及び弟妹を扶養しており、私の厚生年金保険の資格取得日が昭和 29 年 1 月 18 日となっているのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見られない。

また、申立人の同僚は「昭和 27 年ごろに、B 鉱業所では多くの試用工を採用しており、申立人もその一人だと記憶している。試用工は、厚生年金保険には加入していない。会社の就業規則では、6 か月の試用期間が経過すれば試用工を正社員にするということだったが、会社は経費を抑制するために、6 か月を経過してもなかなか正社員にしなかった。そのため、正社員になるまでの期間が 1 年から 2 年に及ぶ試用工も多くいた。」と証言している上、申立人の複数の同僚も、申立事業所において試用期間があった旨の回答をしていることから、申立人の申立期間は試用期間として、厚生年金保険に加入していなかったと推認される。

さらに、申立事業所は昭和 44 年 12 月 1 日に全喪(全員喪失)している上、申立人の同僚が「B 鉱業所の資料は、C 社に今も保存されているかもしれない。」と述べていることから、C 社に対して厚生年金保険の加入状況について照会したが、「B 鉱業所の資料は無い。」との回答であった。

加えて、申立人は「申立期間当時、自分の父親がD病院に入院していた。」と述べていることから、当該病院に照会したところ、「申立期間当時のカルテは保存していない。」との回答であったため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険につながる医療保険の加入状況等は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 8 日から 39 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 37 年 7 月ごろから約 2 年間、A 社で主に運転手として製品、資材を外注・配送していた。厚生年金保険には入社後 3 か月程で加入した。

昭和 39 年 8 月に B 社に勤務するまで、A 社で厚生年金保険に加入していたはずなので、未加入となっている申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

なお、申立期間について、国民年金に加入して国民年金保険料を納付した記憶は全く無い。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べたところ、資格喪失日は昭和 38 年 2 月 8 日と記載されており、申立人の厚生年金保険の加入記録を訂正したことをうかがわせる不自然な点は見当たらない。また、申立人が当該事業所で再び厚生年金保険に加入した形跡は無く、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 9 月当時から勤務していた同僚及び事業主は、申立人は同社に 2 年間ぐらい勤務していたと証言しているが、申立期間当時入社した複数の同僚は、申立人を知らないと言明しており、前述の証言とは異なっていることから、申立人の申立期間に係る当該事業所における勤務の実態は確認ができない。

なお、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録を調べたところ、当該事業所で厚生年金保険に加入した期間について、国民年金保険料を納付したことにより国民年金保険料が還付されているが、申立期間については国民年金

保険料を完納し、還付されていないことが確認できる。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 15 日から 37 年 1 月 1 日まで

私は、A社に7年7か月勤務した。満65歳になった際、B社会保険事務所に私の厚生年金保険の裁定請求をしたところ、申立期間については脱退手当金が支給されており、同期間は厚生年金保険の被保険者期間には算入されないとの説明を受けた。

私は、これまで脱退手当金の裁定請求をしたことは無く、退職した事業所に委任状を提出したことも無いし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る事業所を退職した後は国民年金の強制加入適用者となるものの、国民年金の加入手続は昭和44年10月ごろに行っており、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

また、申立事業所に勤務していた申立人の夫及び同僚(女性)は、退職の際、申立事業所から厚生年金保険被保険者証を返納されており、申立人においても、退職の際、申立事業所から同被保険者証を返納された可能性が高いと考えられる。申立事業所において、脱退手当金を受給しているのは申立人のみであり、申立事業所において、事業主が脱退手当金の代理請求をした可能性は低いと考えられるため、申立人が申立事業所から返納された同被保険者証を使い、脱退手当金の裁定請求をしたことは否定し難い。

さらに、C社会保険事務所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無

く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から3か月半後の昭和37年4月12日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。